

現 行	頁	修 正 案
<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等 第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の57市町村である。（昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成15年8月20日：田原市市制施行（旧田原町・赤羽根町）57市町村）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、<u>田原市（旧田原町・赤羽根町）、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p> <p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の78市町村である。（平成15年12月17日：78市町村指定）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、<u>尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、<u>藤岡町、下山村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></u></p> <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (1)～(26) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>2 第1章 計画の目的・方針等 第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の54市町村である。（昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成17年4月1日：市町村合併に伴い改めて指定54市町村）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、<u>田原市、愛西市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p> <p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の69市町村である。（平成15年12月17日：78市町村指定、平成17年4月1日：市町村合併に伴い改めて指定69市町村）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、<u>愛西市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>2 第1章 計画の目的・方針等 第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の54市町村である。（昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成17年4月1日：市町村合併に伴い改めて指定54市町村）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、<u>田原市、愛西市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p> <p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の69市町村である。（平成15年12月17日：78市町村指定、平成17年4月1日：市町村合併に伴い改めて指定69市町村）</p> <p>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、<u>愛西市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p>
<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (1)～(26) (略)</p>	<p>5</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (1)～(26) (略) (27) 愛知県名古屋飛行場の施設に係る災害応急対策業務を行う。</p>

現 行	項	修 正 案
<p>3 指定地方行政機関 [東海北陸厚生局] (1) <u>所管する国立病院及び療養所から緊急に出動できる救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u> (2) <u>所管する国立病院及び療養所をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u></p> <p>[東海農政局] (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る<u>国土保全事業</u>を推進する。</p> <p>[中部森林管理局名古屋事務所]</p> <p>[中部経済産業局] (2)<u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u> (3)～(5) (略)</p> <p>[中部近畿鉱山保安監督部] (1)<u>全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行う。</u> (2)<u>災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p> <p>[名古屋空港事務所]</p> <p>[名古屋地方気象台] (1)～(3) (略)</p>	<p>7</p> <p>7</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>3 指定地方行政機関 [東海北陸厚生局] (1) <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u></p> <p>(2) <u>関係職員の派遣</u></p> <p>(3) <u>関係機関との連絡調整</u></p> <p>[東海農政局] (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る<u>国土保全対策</u>を推進する。</p> <p>[中部森林管理局]</p> <p>[中部経済産業局] (2) (削除)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>[中部近畿産業保安監督部] (1)<u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</u> (2)<u>全鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合は、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p> <p>[大阪航空局中部空港事務所]</p> <p>[名古屋地方気象台] (1)～(3) (略) (4) <u>東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力。</u></p>
<p>5 指定公共機関 [日本郵政公社] (5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、<u>簡易保険積立金の短期融資</u>を行う。 (6) <u>簡易保険福祉事業団</u>に対する災害救護活動の要請を行う。 (8) 被災地の実情に応じ、<u>逡信病院</u>から医療救護班を派遣する。</p> <p>[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海] (1) <u>警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u>を行う。 (2) <u>警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3)及び(4) (略)</p>	<p>11</p> <p>12</p>	<p>5 指定公共機関 [日本郵政公社] (5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、<u>簡易保険資金の短期融資</u>を行う。 (6) <u>加入者福祉施設</u>に対する災害救護活動の要請を行う。 (8) 被災地の実情に応じ、<u>病院等</u>から医療救護班を派遣する。</p> <p>[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海] (1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u>を行う。 (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3)及び(4) 略 (5) <u>携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除</u>を行う。</p>

現 行	項	修 正 案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p><u>〔独立行政法人国立病院機構〕</u></p> <p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</p> <p>(2) 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</p> <p>(3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</p> <p><u>〔中部国際空港株式会社〕</u></p> <p>(1) 地震に関する情報（東海地震に関する情報を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。</p> <p>(2) 災害が発生した場合及び東海地震観測情報並びに東海地震注意情報が発表された場合、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>(3) 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。</p> <p>(4) 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。</p> <p>(5) 警戒宣言が発令された場合及び災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>(6) 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。</p> <p>(7) 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。</p>
<p>第4節 防災協働社会の形成</p> <p>そこで、災害に強い社会とするため、行政のみならず、住民、事業者、NPO等の様々な主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防</p> <p>第2章 都市の防災化</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画</p> <p>県と市町村は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、緑地保全地区の指定や都市公園の整備を積極的に進めていく。</p> <p>(2) 緑地保全地区の指定</p> <p>都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、緑地保全地区に指定し、積極的に保全していく必要がある。</p> <p>都市緑地保全法は昭和49年に施行され、平成16年3月末現在名古屋市において71か所、183.</p>	<p>16</p> <p>31</p>	<p>第4節 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成推進</p> <p>そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防</p> <p>第2章 都市の防災化</p> <p>第2節 対策</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画</p> <p>県と市町村は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。</p> <p>(2) 特別緑地保全地区等の指定</p> <p>都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全していく必要がある。</p> <p>県内では、特別緑地保全地区として、平成17年3月末現在名古屋市71か所（183.4ha）春</p>

現 行	項	修 正 案
4ha が地区指定されているほか、平成6年の法改正等に伴い、市町村でも10ha 未満の地区指定及び用地買収が可能となったので、今後県と市町村で地区指定を順次進めていく必要がある。	31	日井市1か所(9.7ha)が指定されている。平成6年の法改正等に伴い、市町村でも10ha 未満の地区指定及び用地買収が可能となったので、今後県と市町村で地区指定を順次進めていく必要がある。
(3) 都市公園の整備 これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め69市町村において3,803 か所、4,625.74 ha の都市公園を供用してきた(平成15年3月末現在)。		(3) 都市公園の整備 これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め69市町村において3,882 か所、4,700.63 ha の都市公園を供用してきた(平成16年3月末現在)。
3 市街地開発事業による都市整備 (3) 密集住宅市街地整備促進事業の推進 老朽住宅の建替えや地区施設の整備を行う密集住宅市街地整備促進事業を推進することにより、居住環境の整備と防災性の向上を図るものとする。	32	3 市街地開発事業による都市整備 (3) 住宅市街地総合整備事業の推進 老朽住宅の建替えや地区施設の整備を行う住宅市街地総合整備事業を推進することにより、居住環境の整備と防災性の向上を図るものとする。
第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 4 土砂災害の防止 (2) 急傾斜地崩壊危険区域 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が7,178か所(うち人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所が2,910か所)あり、そのうち533か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している(平成16年4月1日現在)。	35	第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 4 土砂災害の防止 (2) 急傾斜地崩壊危険区域 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が7,178か所(うち人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所が2,910か所)あり、そのうち534か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している(平成17年1月1日現在)。
(3) 地すべり防止区域 (平成16年4月1日現在)		(3) 地すべり防止区域 (平成17年1月1日現在)
(4) 土石流危険渓流 (平成16年4月1日現在)		(4) 土石流危険渓流 (平成17年1月1日現在)
5 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策等の実施 工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部21市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、尾張33市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。	36	5 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策等の実施 工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部14市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、尾張26市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。
第4章 公共施設の安全確保 第2節 道路施設 2 対策 (1) 道路・橋りょう等の整備 ア (略)	38	第4章 公共施設の安全確保 第2節 道路施設 2 対策 (1) 道路・橋りょう等の整備 ア (略)
		また、現在庄内川・矢田川の河川敷に整備中である緊急用の道路(緊急河川敷道路)についても、引き続き整備を推進する。
「愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分)」中、	40	「愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分)」中、
第 国土交通省 合計		第 国土交通省 合計
二 緊急用河川敷道路 19.9 19.9		二 緊急用河川敷道路 19.9 19.9
次 計 0.0 1,551.6		次 計 19.9 1,571.5
国土交通省 合計		国土交通省 合計
合 緊急用河川敷道路 19.9 19.9		合 緊急用河川敷道路 19.9 19.9
計 計 437.3 2,834.9		計 計 457.2 2,854.8

現 行	項	修 正 案
<p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港</p> <p>1 基本方針</p> <p>(4) 空港 名古屋空港については、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震構造化の整備を推進する。</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 河川</p> <p>イ 水門、樋門の改築 老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、耐震設計により改築を進める。(愛知県)</p>	46	<p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港</p> <p>1 基本方針</p> <p>(4) 空港 中部国際空港及び名古屋飛行場について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化を推進する。</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 河川</p> <p>イ 水門、樋門の改築 老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、耐震設計により改築を進める。また、必要に応じて、自動化・遠隔操作化を図る。(愛知県)</p> <p>エ 荷揚場等の整備 河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済である。</p>
<p>第7節 下水道</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 被害の把握や復旧のために、「下水道事業災害時の愛知県内における応援連絡体制」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</p>	50	<p>第7節 下水道</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立 被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時応援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</p>
<p>第8節 電力施設</p> <p>2 対策</p> <p>(2)体制面の対策</p> <p>ウ 電力融通 災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</p>	51	<p>第8節 電力施設</p> <p>2 対策</p> <p>(2)体制面の対策</p> <p>ウ 電力融通 災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</p>
	58	<p>第11節 通信施設</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>ウ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</p> <p>(ク) iモード災害用伝言板サービス 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。 iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。</p> <p>iモード災害用伝言板サービス 運用条件 震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合 メッセージ登録可能エリア 災害が発生した地域を管轄しているNTTドコモ各社の営業エリア全域及びその周辺 メッセージ登録可能件数 1携帯電話番号あたり10件</p>

現 行	項	修 正 案
<p>第7章 産業廃棄物の処理対策 第2節 対策 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告を基に、次の指導を行う。</p> <p>第9章 津波予防 第2節 対策 1 津波危険地域等の指定 [関係市町村] イ海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村 <u>豊川市、蟹江町、立田村、十四山村、小坂井町</u></p> <p>2 津波防災体制の充実 特に、避難誘導計画の策定にあたっては、<u>既往の最大津波や県の作成する「浸水予測図」</u>をもとに、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。 なお、避難誘導計画の策定にあたっては、既往の最大津波、県が作成した東海地震、東南海地震による「津波予測図」や、「愛知県津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。</p>	<p>58</p> <p>68</p> <p>71</p>	<p><u>メッセージ登録内容</u> ・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」 英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角100（半角200）文字以内）</p> <p><u>メッセージ確認可能エリア</u> 全国のiモードサービス利用可能エリア</p> <p><u>利用料金</u> 無料（通信料を含む）</p> <p><u>メッセージ登録方法</u> iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 「登録」を押す。</p> <p><u>メッセージ確認方法</u> iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。</p> <p>第7章 産業廃棄物の処理対策 第2節 対策 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「<u>廃棄物の適正な処理の促進に関する条例</u>」に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告を基に、次の指導を行う。</p> <p>第9章 津波予防 第2節 対策 1 津波危険地域等の指定 [関係市町村] イ海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村 <u>愛西市、小坂井町</u></p> <p>2 津波防災体制の充実 特に、避難誘導計画の策定にあたっては、<u>避難対象地区を市町村地域防災計画に明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。</u>場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。 なお、避難誘導計画の策定にあたっては、既往の最大津波、県が作成した東海地震、東南海地震による「津波予測図」や「市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。</p>

現 行

第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 第2節 地震対策緊急整備事業計画
 第2 経緯
 昭和55年に初めて5か年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度の4回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。

第3 地震対策緊急整備事業計画(昭和55～平成16年度)

平成15年3月31日内閣総理大臣変更承認

事業の種類	事業の規模等	事業費
避難地	公園28箇所	31,389
消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等	8,013
緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め22路線・34箇所
	橋梁	一般国道155号始め7路線・10箇所
	災害防除	一般国道151号始め2路線・10箇所
通信施設	防災行政無線(移動系)	26
公的医療機関	非木造改築	市民病院2箇所
社会福祉施設	木造改築	6箇所
	非木造改築	6箇所
	非木造補強	15箇所
公立小・中学校	木造改築	13校、総面積20,792㎡
	非木造改築	25校、総面積59,436㎡
	非木造補強	348校、総面積672,439㎡
河川管理施設	河川管理施設	2河川、520m
海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等700m
	水産庁分	一色漁港海岸等640m、水開門11基
	国土交通省分	衣浦港海岸等1,668m、水開門5基
砂防設備	砂防	12箇所
保安施設	予防治山	40箇所
	復旧治山	2箇所
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	8箇所
ため池	ため池整備	改修33箇所
合計		118,294

第3節 第2次地震防災緊急事業五箇年計画
 第3 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画(平成13～17年度)

平成15年3月31日内閣総理大臣変更承認

事業の種類	事業の内容・規模	事業費
避難地	45箇所、66.1ha	57,860
避難路	32箇所、61.6km	8,776
消防用施設	消防自動車、防火水槽等	17,540
消防活動用道路	2箇所、1.91km	195
緊急輸送道路等	緊急輸送道路	90箇所、137.2km
	緊急輸送交通管制施設	14箇所
	緊急輸送港湾施設	4箇所
共同溝等	53箇所、28.2km	12,874
医療機関	1施設	8,208
公立小中学校	188校	22,250
公立盲学校	1校	1,988
海岸・河川	海岸保全施設	19箇所
砂防設備等	砂防設備	16箇所
	保安施設	64箇所
	地すべり防止施設	5箇所
	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所
	ため池	69箇所
地域防災拠点施設	岡崎市1箇所	6,000
防災行政無線	30市町村	6,953
水・自家発電設備等	10箇所	564
備蓄倉庫	21箇所	600
応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ等100基	157
老朽住宅密集対策	16箇所、161.8ha	39,090
合計		297,226

項 修正 案

94 第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 第2節 地震対策緊急整備事業計画
 第2 経緯
 昭和55年に初めて5か年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、7年度、12年度、17年度、それぞれ期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。

第3 地震対策緊急整備事業計画(昭和55～平成16年度)

平成16年5月20日内閣総理大臣変更承認

事業の種類	事業の規模等	事業費
避難地	公園28箇所	31,389
消防用施設	耐震性貯水槽、防火水槽等	8,379
緊急輸送道路	改築	主要地方道豊橋鳳来線、一般国道151号、一般国道257号始め22路線・31箇所
	橋梁	一般国道155号始め7路線・10箇所
	災害防除	一般国道151号始め2路線・10箇所
緊急輸送港湾	緊急輸送港湾	耐震強化岸壁2港湾2バース 408m
通信施設	通信施設	防災行政無線(移動系)1局
公的医療機関	非木造改築	市民病院2箇所
社会福祉施設	木造改築	6箇所
	非木造改築	7箇所
	非木造補強	15箇所
公立小・中学校	木造改築	13校、総面積20,792㎡
	非木造改築	25校、総面積59,436㎡
	非木造補強	355校、総面積692,753㎡
河川管理施設	河川管理施設	2河川、520m
海岸保全施設	農林水産省分	衣浦港海岸等700m
	水産庁分	一色漁港海岸等640m、水開門15基
	国土交通省分	衣浦港海岸等2,343m、水開門4基
砂防設備	砂防	12箇所
保安施設	予防治山	40箇所
	復旧治山	2箇所
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊対策	8箇所
ため池	ため池整備	改修33箇所
合計		130,566

95 第3節 第2次地震防災緊急事業五箇年計画
 第3 第2次地震防災緊急整備事業五箇年計画(平成13～17年度)

平成16年12月8日内閣総理大臣変更承認

事業の種類	事業の内容・規模	事業費
避難地	44箇所、64.1ha	56,599
避難路	32箇所、62km	8,776
消防用施設	消防自動車、防火水槽等	18,040
消防活動用道路	2箇所、2km	195
緊急輸送道路等	緊急輸送道路	87箇所、137km
	緊急輸送交通管制施設	24箇所
	緊急輸送港湾施設	2港湾、4バース
共同溝等	53箇所、28km	12,874
医療機関	6施設	9,466
公立小中学校	267校	27,374
公立盲学校	1校	1,988
海岸・河川	海岸保全施設	17箇所、5,321m
砂防設備等	砂防設備	16箇所
	保安施設	64箇所
	地すべり防止施設	5箇所
	急傾斜地崩壊防止施設	29箇所
	ため池	69箇所
地域防災拠点施設	2箇所	6,018
防災行政無線	34市町村 69箇所	7,858
水・自家発電設備等	11箇所	654
備蓄倉庫	25箇所	640
応急救護設備等	可搬式小型動力ポンプ等110基	179
老朽住宅密集対策	16箇所、162ha	39,090
合計		292,376

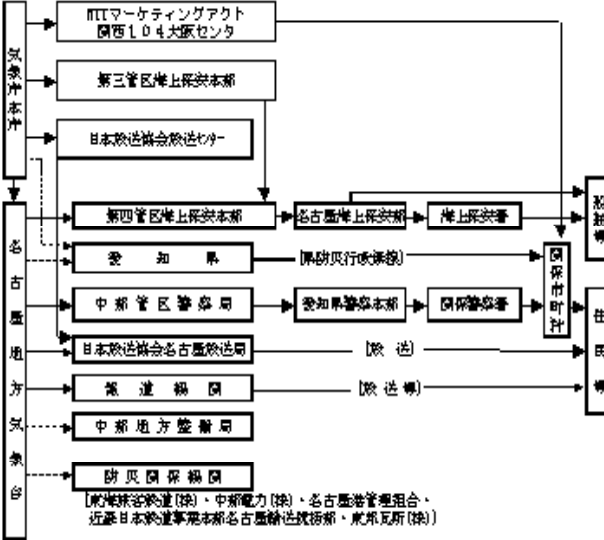
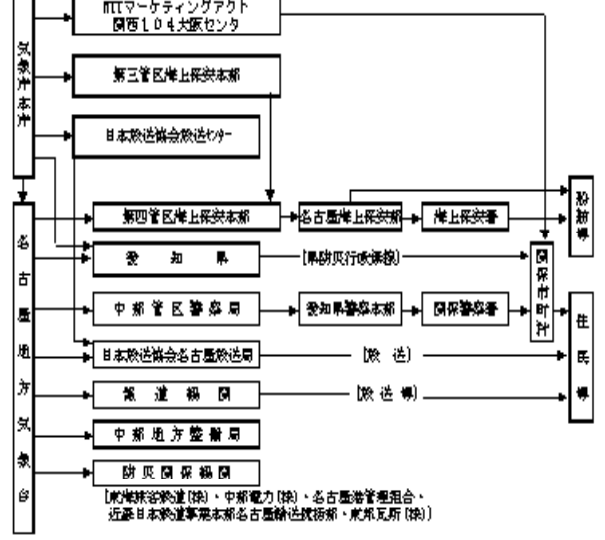
現 行	項	修 正 案																		
第3編 東海地震に関する事前対策		第3編 東海地震に関する事前対策																		
第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 第2節 対策	112	第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 第2節 対策																		
第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備		第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備																		
3 下水道確保用の資機材・人員の配備 (1)直ちに各施設を緊急点検する。	114	3 下水道確保用の資機材・人員の配備 (1)「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。																		
10 医療救護用の資機材・人員の配備		10 医療救護用の資機材・人員の配備																		
(4)国立病院及び国立療養所は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。	115	(4) 国立病院機構の病院は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。																		
第5章 発災に備えた直前対策		第5章 発災に備えた直前対策																		
第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気	120	第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気																		
(2) 電力の緊急融通 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び中部電力株式会社と隣接する各電力会社の間で締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。		(2) 電力の緊急融通 各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。																		
第4 通信		第4 通信																		
(1) 地震防災応急対策等に関する広報 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要となる組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。	121	(1) 地震防災応急対策等に関する広報 東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要となる組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。																		
第7節 金融対策		第7節 金融対策																		
第1 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の措置	123	第1 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の措置																		
(2)営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。		(2)営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。																		
第9節 交通対策		第9節 交通対策																		
第1 道路	126	第1 道路																		
3 交通規制の内容		3 交通規制の内容																		
(1) 急交通路の確保		(1) 急交通路の確保																		
ア 第1次 (ア)強化地域規制		ア 第1次 (ア)強化地域規制																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速</td> <td>県内の全IC(春日井IC下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸道路</td> <td>県内全IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪 名古屋高速 (略)</td> <td>県内全IC 全IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限するIC	東名高速	県内の全IC(春日井IC下り線を除く)	伊勢湾岸道路	県内全IC	東名阪 名古屋高速 (略)	県内全IC 全IC		<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内全IC(春日井IC下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道 東海環状自動車道</td> <td>県内全IC せと品野ICを除く県内全IC(岐阜方面行きを除く)</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路 東名阪自動車道 名古屋高速道路 (略)</td> <td>全IC 県内全IC 全IC</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路 中部国際空港連絡道路</td> <td>全IC 全IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限するIC	東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)	伊勢湾岸自動車道 東海環状自動車道	県内全IC せと品野ICを除く県内全IC(岐阜方面行きを除く)	名古屋瀬戸道路 東名阪自動車道 名古屋高速道路 (略)	全IC 県内全IC 全IC	知多横断道路 中部国際空港連絡道路	全IC 全IC
路線名	流入を制限するIC																			
東名高速	県内の全IC(春日井IC下り線を除く)																			
伊勢湾岸道路	県内全IC																			
東名阪 名古屋高速 (略)	県内全IC 全IC																			
路線名	流入を制限するIC																			
東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)																			
伊勢湾岸自動車道 東海環状自動車道	県内全IC せと品野ICを除く県内全IC(岐阜方面行きを除く)																			
名古屋瀬戸道路 東名阪自動車道 名古屋高速道路 (略)	全IC 県内全IC 全IC																			
知多横断道路 中部国際空港連絡道路	全IC 全IC																			

現 行	項	修 正 案																																																					
<p>(1) 強化地域周辺規制</p> <table border="1" data-bbox="185 282 778 439"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯野</td> <td>国道 419 号</td> <td>西加茂郡藤岡町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>今朝平</td> <td>国道 153 号</td> <td>東加茂郡足助町</td> <td>西進</td> </tr> <tr> <td>稲橋</td> <td>国道 153 号</td> <td>東加茂郡稲武町</td> <td>南進・西進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 広域交通規制 広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="185 533 778 779"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>検問地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 23 号</td> <td>港区いろは町地内 名四町交差点</td> </tr> <tr> <td>名神高速道路</td> <td>小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道</td> <td>小牧市大字野口地内 小牧東IC</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> <td>一宮市大字大毛地内 一宮木曾川IC</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	飯野	国道 419 号	西加茂郡藤岡町	南進	今朝平	国道 153 号	東加茂郡足助町	西進	稲橋	国道 153 号	東加茂郡稲武町	南進・西進	路線名	検問地点	国道 23 号	港区いろは町地内 名四町交差点	名神高速道路	小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC	中央自動車道	小牧市大字野口地内 小牧東IC	東海北陸自動車道	一宮市大字大毛地内 一宮木曾川IC	<p>126</p> <p>(1) 強化地域周辺規制</p> <table border="1" data-bbox="887 282 1481 439"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住 所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯野</td> <td>国道 419 号</td> <td>豊田市藤岡飯野町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>今朝平</td> <td>国道 153 号</td> <td>豊田市足助町</td> <td>西進</td> </tr> <tr> <td>稲橋</td> <td>国道 153 号</td> <td>豊田市稲武町</td> <td>南進・西進</td> </tr> </tbody> </table> <p>127</p> <p>(2) 広域交通規制 広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="887 533 1481 779"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>検問地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 23 号</td> <td>港区砂美町地内 名四町交差点</td> </tr> <tr> <td>名神高速道路</td> <td>小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道</td> <td>小牧市大字野口地内 小牧東IC</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> <td>一宮市大毛地内 一宮木曾川IC</td> </tr> </tbody> </table>	交差点名	路線名	住 所	規制方向	飯野	国道 419 号	豊田市藤岡飯野町	南進	今朝平	国道 153 号	豊田市足助町	西進	稲橋	国道 153 号	豊田市稲武町	南進・西進	路線名	検問地点	国道 23 号	港区砂美町地内 名四町交差点	名神高速道路	小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC	中央自動車道	小牧市大字野口地内 小牧東IC	東海北陸自動車道	一宮市大毛地内 一宮木曾川IC	<p>第 2 鉄道 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>132</p> <p>第 2 鉄道 9 名古屋臨海高速鉄道株式会社</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運転規制</p> <p>(ア) 旅客列車については、運転は継続する。</p> <p>(イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。</p> <p>(ウ) 貨物列車については、当社線への進入を禁止する。</p> <p>イ 旅客への案内</p> <p>警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を旅客に案内し、旅行の中止等を勧めるものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 列車の運転</p> <p>(ア) 列車の運転を中止する。</p> <p>(イ) 運転中の列車は最寄り駅まで運転し、以後運転を中止する。</p> <p>イ 電車線の停電</p> <p>列車の避難、留置等所定の処置が終わった後、原則として送電を停止するものとする。</p> <p>ウ 旅客への案内</p> <p>駅・車内放送及び掲示により、警戒宣言が発せられ列車の運転を休止している旨を案内する。</p> <p>10 愛知高速交通株式会社</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。</p> <p>(イ) 全列車に係員を添乗させる手配をとる。</p> <p>イ 旅客への対応</p> <p>直ちに、旅客に対し、駅又は車内での案内放送、駅案内表示、急告板等により、その内容を伝達するとともに、警戒宣言が発令された場合には、列車の運転を休止するため不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言の発令を伝達した後全列車を注意運転させ、最寄り駅に停車する。旅客が降車した後、車両を基地へ収容する。以後、全列車の運転を休止する。</p>
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																				
飯野	国道 419 号	西加茂郡藤岡町	南進																																																				
今朝平	国道 153 号	東加茂郡足助町	西進																																																				
稲橋	国道 153 号	東加茂郡稲武町	南進・西進																																																				
路線名	検問地点																																																						
国道 23 号	港区いろは町地内 名四町交差点																																																						
名神高速道路	小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC																																																						
中央自動車道	小牧市大字野口地内 小牧東IC																																																						
東海北陸自動車道	一宮市大字大毛地内 一宮木曾川IC																																																						
交差点名	路線名	住 所	規制方向																																																				
飯野	国道 419 号	豊田市藤岡飯野町	南進																																																				
今朝平	国道 153 号	豊田市足助町	西進																																																				
稲橋	国道 153 号	豊田市稲武町	南進・西進																																																				
路線名	検問地点																																																						
国道 23 号	港区砂美町地内 名四町交差点																																																						
名神高速道路	小牧市大字村中地内 小牧IC 一宮市丹陽町地内 一宮IC																																																						
中央自動車道	小牧市大字野口地内 小牧東IC																																																						
東海北陸自動車道	一宮市大毛地内 一宮木曾川IC																																																						

現 行	項	修 正 案
<p>(追加)</p> <p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策 第2節 対策 第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設 2 学校 また、<u>県立大学及び強化地域内外の看護専門学校、高等技術専門学校、障害者職業能力開発校、消防学校、農業大学校</u>においては、<u>県立高等学校</u>の例に準じるものとする。</p> <p>第4編 災害応急対策</p> <p>第2章 通信の運用 第2節 対策 2 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 通信手段の確保が困難な場合 イ 電話・電報施設の優先利用 (ア)一般電話及び電報 b 非常通話 c 緊急通話</p>	<p>133</p> <p>136</p> <p>138</p> <p>149</p> <p>150</p>	<p><u>イ 旅客への対応</u> <u>警戒宣言発令の旨を旅客に伝達するとともに、旅客に最寄りの関係自治体の定める避難所へ避難するよう案内する。</u></p> <p>第5 空港 中部国際空港株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時等における空港利用者の安全を確保するため、次の措置をとるものとする。 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 空港の運用は継続する。 イ 非常参集要員は勤務場所に参集する。 ウ 東海地震準備本部を設置し、空港及び空港利用者の状況把握に努める。 エ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、東海地震注意情報の内容を周知し、警戒宣言発令時における空港の速やかな閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。 オ 緊急車両及び保安車両の点検整備を行う。 カ 火気の取扱いを原則中止し、火気使用設備・器具を点検する。 キ 工事を中止し、安全対策を実施する。 ク 帰宅困難者の発生に備え、食料、飲料水等生活必需品を確保する。 (2) 警戒宣言発令時 ア 緊急輸送等の機能を除き、空港は速やかに閉鎖する。 イ 東海地震警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。 ウ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、警戒宣言の内容を周知し、空港の閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。 エ 帰宅困難者を避難場所に誘導し、要保護者の保護を実施する。 オ 地震防災応急対策用資機材及び食料、飲料水等生活必需品を確保する。 カ 国、県、常滑市に地震防災応急対策の実施状況等を報告する。</p> <p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策 第2節 対策 第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設 2 学校 また、<u>県立の大学及び強化地域内外の看護専門学校、歯科衛生専門学校、高等技術専門学校、障害者職業能力開発校、消防学校、農業大学校</u>においては、<u>県立高等学校</u>の例に準じるものとする。</p> <p>第4編 災害応急対策</p> <p>第2章 通信の運用 第2節 対策 2 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 通信手段の確保が困難な場合 イ 電話・電報施設の優先利用 (ア)一般電話及び電報 b 非常扱いの通話 c 緊急扱いの通話</p>

現 行	項	修 正 案
<p>d <u>非常電報</u> 地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、<u>非常通話</u>に準ずる事項を内容とする電報については、<u>非常電報</u>として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たって電話により<u>非常電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(* 22時以降から翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 ・非常電報の申込みであること</p> <p>e <u>緊急電報</u> 非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、<u>緊急電報</u>とし、<u>非常電報</u>の次順位として取り扱われる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>緊急電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(* 22時以降から翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 ・緊急電報の申込みであること</p>	150	<p>d <u>非常扱い電報</u> 地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、<u>非常扱いの通話</u>に準ずる事項を内容とする電報については、<u>非常扱いの電報</u>として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たって電話により<u>非常扱いの電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(* 22時以降から翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 ・非常扱いの電報の申込みであること</p> <p>e <u>緊急扱いの電報</u> 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、<u>緊急扱いの電報</u>とし、<u>非常扱いの電報</u>の次順位として取り扱われる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>緊急扱いの電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(* 22時以降から翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。 ・緊急扱いの電報の申込みであること</p>
<p>3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(5) <u>有線通信途絶時の通信施設の優先利用</u> 各防災関係機関は、<u>有線通信が途絶し、利用できないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。</u>この場合の要件としては、<u>地震、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</u></p>	151	<p>3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(5) <u>非常通信</u> 無線局は、免許状に記載された目的又は、<u>通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。</u></p>
<p>ア <u>非常通信</u></p> <p>(ア) 非常通信の発受 (イ) 非常通信の依頼</p>	152	<p>ア <u>非常通信の通信内容</u></p> <p>(ア) <u>人命の救助に関するもの。</u></p> <p>(イ) <u>災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。</u></p> <p>(ウ) <u>緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。</u></p> <p>(エ) <u>秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</u></p> <p>(オ) <u>遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)</u></p> <p>(カ) <u>電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</u></p> <p>(キ) <u>鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。</u></p> <p>(ク) <u>中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</u></p> <p>(ケ) <u>電力設備の修理復旧に関するもの。</u></p> <p>(コ) <u>知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</u></p> <p>イ 非常通信の発受 ウ 非常通信の依頼</p>

現 行	項	修 正 案																
<p>イ 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>第3章 津波予報・地震情報等の伝達 第2節 対策 1情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>(1) 津波予報・津波情報 第1表 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ</p> <table border="1" data-bbox="183 1456 766 1601"> <tr> <td>予報の種類</td> <td>発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津波</td> <td>10m 以上、8m、6m、4m、3m</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>2m、1m</td> </tr> </table> <p>(3) 地震に関する情報 第4表 地震に関する情報の種類 種類 内容等 震度速報 国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後2分後に速報(気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる)</p> <p>地震情報 国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、各地域・市町村の震度を地震発生後5分後を目処に発表</p>	予報の種類	発表される津波の高さ	津波警報		大津波	10m 以上、8m、6m、4m、3m	津波	2m、1m	<p>152</p> <p>156</p> <p>157</p>	<p>工 利用者の心得</p> <p>非常通信を利用する場合は依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。</p> <p>(ア) 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。</p> <p>電報様式とし、電報発信紙又は適宜の用紙にカタカナで書くこと。</p> <p>通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とすること。</p> <p>宛先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載すること。</p> <p>本文の末尾に発信人名を記載すること。</p> <p>用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載すること。</p> <p>(イ) 非常通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</p> <p>(ウ) 非常通報はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</p> <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>第3章 津波予報・地震情報等の伝達 第2節 対策 1 情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>(1) 津波予報・津波情報 第1表 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ</p> <table border="1" data-bbox="893 1456 1476 1601"> <tr> <td>予報の種類</td> <td>発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津波</td> <td>3m、4m、6m、8m、10m 以上</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>1m、2m</td> </tr> </table> <p>(3) 地震に関する情報 第4表 地震に関する情報の種類 種類 内容等 震度速報 地震発生後約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)</p> <p>震源に関する情報 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表</p> <p>震源・震度に関する情報 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニ</p>	予報の種類	発表される津波の高さ	津波警報		大津波	3m、4m、6m、8m、10m 以上	津波	1m、2m
予報の種類	発表される津波の高さ																	
津波警報																		
大津波	10m 以上、8m、6m、4m、3m																	
津波	2m、1m																	
予報の種類	発表される津波の高さ																	
津波警報																		
大津波	3m、4m、6m、8m、10m 以上																	
津波	1m、2m																	

現 行	項	修 正 案
<p>各地の震度に関する情報 <u>愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を地震発生の5分後をめどに発表</u></p> <p>2 津波予報、地震情報等の伝達 津波予報、地震情報等の伝達系統図</p>  <p>(注) 1 通知等の区分 → 法令等による通知系統 ⇒ 公衆への周知法 --- 其他必要と認める伝達系</p> <p>2 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置又は予警報一斉伝達装置による。 ()内は、予警報一斉伝達装置加入機関である。 気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。</p> <p>3 NTTマーケティングアクト関西 104 大阪センタには、警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>157</p>	<p>チュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p> <p>各地の震度に関する情報 <u>愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表</u></p> <p>地震回数に関する情報 以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表(長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、伊豆半島南方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、東海道沖、三河湾、伊勢湾、熊野灘、紀伊半島沖)</p> <p>2 津波予報、地震情報等の伝達 津波予報、地震情報等の伝達系統図</p>  <p>(注) (削除)</p> <p>1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による。</p> <p>2 NTTマーケティングアクト関西 104 大阪センタには、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>3 愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信。</p>
	158	

現 行	項	修 正 案
4 津波の自衛措置 (2) 市町村に対する津波注意報・警報の伝達は、 <u>放送による方が早い場合が多いので、発震後、少なくとも1時間は、NHK 放送を聴取するようその責任者を定めておくこと。</u>	159	4 津波の自衛措置 (2) <u>津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</u>
第4章 被害状況等の収集・伝達 7 電力施設被害 中部経済産業局(総務企画部総務課)	177	第4章 被害状況等の収集・伝達 7 電力施設被害 中部近畿産業保安監督部
8 ガス施設被害 中部経済産業局(総務企画部総務課)	178	8 ガス施設被害 中部近畿産業保安監督部
第11章 津波応急対策 第2節 対策 3 津波の自衛措置 (2) 市町村に対する津波注意報・警報の伝達は、 <u>放送による方が早い場合が多いので、発震後、少なくとも1時間は、NHK 放送を聴取するようその責任者を定めておくこと。</u>	209	第11章 津波応急対策 第2節 対策 3 津波の自衛措置 (2) <u>津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</u>
第12章 医療救護 第2節 基本方針 災害時の大規模災害については、より広く他の医療機関の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、医師会、日赤、災害拠点病院、 <u>国立病院、県立病院等</u> 広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 2 県医師会、日赤、国、県等の医療救護班は、 <u>県災害対策本部等</u> の指示、情報に基づき出動する。	211	第12章 医療救護 第2節 基本方針 災害時の大規模災害については、より広く他の医療機関の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、医師会、日赤、災害拠点病院、 <u>国立病院機構の病院、県立病院等</u> 広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 2 県医師会、日赤、国、 <u>国立病院機構</u> 、県等の医療救護班は、 <u>県災害対策本部等</u> の指示、情報に基づき出動する。
第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 医療救護班の編成・派遣等 エ 県災害対策本部等が派遣する県医師会、日赤、国、県の医療救護班の編成数は、別表の医療救護班一覧表のとおりとする。 (4) 血液製剤の確保 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする血液関連施設等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。	212	第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 医療救護班の編成・派遣等 エ 県災害対策本部等が派遣する県医師会、日赤、 <u>国、国立病院機構</u> 、県の医療救護班の編成数は、別表の医療救護班一覧表のとおりとする。 (4) 血液製剤の確保 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする <u>献血ルーム等</u> の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。
2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 医療救護班の編成・派遣等 ウ 医師会、日赤、災害拠点病院、国、県の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。 別表 医療救護班一覧表 愛知県医師会 194 一宮市医師会 (11) 尾西市医師会 (3) 葉栗郡医師会 (2) 渥美郡医師会 (3) 日本赤十字社愛知県支部の備考中、 (全国救護班編成数 470 班)	214	2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 医療救護班の編成・派遣等 ウ 医師会、日赤、災害拠点病院、 <u>国、国立病院機構</u> 、県の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。 別表 医療救護班一覧表 愛知県医師会 194 一宮市医師会 (16) (削除) (削除) 渥美医師会 (3) 日本赤十字社愛知県支部の備考中 (全国救護班編成数 481 班)

現 行		修 正 案																																																																																																																																						
独立行政法人国立病院機構中、 独立行政法人国立病院機構 7 豊橋病院 (1) 豊橋東病院 (2) ・医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名とする。 ・必要があると認めるときは、愛知県災害対策本部と協議の上、東海北陸地方医務局管轄に所在する左記病院に医療救護班の派遣を要請する(救護班編成数 29) 愛知県立病院 12 がんセンター (2) 城山病院 (2) 愛知病院 (2) 尾張病院 (2)		214	独立行政法人国立病院機構中、 独立行政法人国立病院機構 5 豊橋医療センター (1) (削除) ・医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名(必要に応じ薬剤師1名を加える)とする。 ・激甚な災害が発生し、県内の国立病院機構の病院の医療救護班による救護活動で対応し切れない場合には、愛知県災害対策本部と協議の上、国立病院機構本部に対し医療救護班の派遣を要請する(救護班編成数 157) 愛知県立病院 12 がんセンター中央病院 (2) がんセンター愛知病院 (2) 城山病院 (2) 循環器呼吸器病センター (2)																																																																																																																																					
第13章 救援 第3節 食糧の供給 2 対策 (炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図中) 東海農政局食糧部長 米穀卸売業者		216 218 219	第13章 救援 第3節 食糧の供給 2 対策 (炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図中) 東海農政局長(食糧部長) 米穀届出事業者																																																																																																																																					
第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表 交通規制対象路線		243 244	第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表 交通規制対象路線																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名・路線番号</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最</td> <td>伊勢湾岸道路</td> <td>名古屋南IC</td> <td>湾岸弥富IC</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速南知多道路</td> <td>全線</td> <td></td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">優</td> <td>(国)1号</td> <td rowspan="2">熱田区伝馬町1(市場町交差点)</td> <td>春日井市内津町(岐阜県境)</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>(国)19号</td> <td>春日井市内津町(岐阜県境)</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先</td> <td>(国)41号</td> <td>東区泉(高丘交差点)</td> <td>犬山市大字善地野(岐阜県境)</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>(国)42号</td> <td>豊橋市東細谷(静岡県境)</td> <td>渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)</td> <td>46.5</td> </tr> <tr> <td>線</td> <td>小計</td> <td>17 路線</td> <td></td> <td>697.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">優</td> <td>(国)153号</td> <td>昭和区花見通(山中交差点)</td> <td>東加茂郡稲武町(長野県境)</td> <td>79.3</td> </tr> <tr> <td>(国)247号</td> <td>熱田区伝馬町1(市場町交差点)</td> <td>宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先</td> <td rowspan="2">(主)春日井稲沢線 62</td> <td>春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)</td> <td>稲沢市下津町(下津交差点)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)</td> <td>稲沢市下津町(下津交差点)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>路</td> <td>合計</td> <td>125 路線</td> <td></td> <td>2198.5</td> </tr> </tbody> </table>		区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離(km)	最	伊勢湾岸道路	名古屋南IC	湾岸弥富IC	18.5	名古屋高速南知多道路	全線		53.3	優	(国)1号	熱田区伝馬町1(市場町交差点)	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7	(国)19号	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7	先	(国)41号	東区泉(高丘交差点)	犬山市大字善地野(岐阜県境)	27.8	(国)42号	豊橋市東細谷(静岡県境)	渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)	46.5	線	小計	17 路線		697.6	優	(国)153号	昭和区花見通(山中交差点)	東加茂郡稲武町(長野県境)	79.3	(国)247号	熱田区伝馬町1(市場町交差点)	宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)	43.8	先	(主)春日井稲沢線 62	春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2	春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2	路	合計	125 路線		2198.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名・路線番号</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最</td> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>豊田東JCT</td> <td>湾岸弥富IC</td> <td>30.7</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>豊田東JCT</td> <td>せと赤津IC</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">優</td> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>長久手IC</td> <td>日進JCT</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路南知多道路</td> <td>全線</td> <td></td> <td>62.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先</td> <td>知多横断道路</td> <td>半田中央IC・JCT</td> <td>りんくうIC</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>りんくうIC</td> <td>セントレア東IC</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">路</td> <td>(国)1号</td> <td rowspan="2">熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)</td> <td>春日井市内津町(岐阜県境)</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>(国)19号</td> <td>春日井市内津町(岐阜県境)</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線</td> <td>(国)41号</td> <td>東区泉(高丘交差点)</td> <td>犬山市大字善地野(岐阜県境)</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>(国)42号</td> <td>豊橋市東細谷町(静岡県境)</td> <td>渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)</td> <td>46.5</td> </tr> <tr> <td>線</td> <td>小計</td> <td>21 路線</td> <td></td> <td>718.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">優</td> <td>(国)153号</td> <td>昭和区花見通(山中交差点)</td> <td>豊田市大野瀬町(長野県境)</td> <td>79.3</td> </tr> <tr> <td>(国)247号</td> <td>熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)</td> <td>宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先</td> <td rowspan="2">(主)春日井稲沢線 62</td> <td>春日井市大和通2(大和通2交差点)</td> <td>稲沢市下津町(下津交差点)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>春日井市大和通2(大和通2交差点)</td> <td>稲沢市下津町(下津交差点)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>路</td> <td>合計</td> <td>129 路線</td> <td></td> <td>2219.6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離(km)	最	伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	湾岸弥富IC	30.7	東海環状自動車道	豊田東JCT	せと赤津IC	23.2	優	名古屋瀬戸道路	長久手IC	日進JCT	3.2	名古屋高速道路南知多道路	全線		62.2	先	知多横断道路	半田中央IC・JCT	りんくうIC	8.5	中部国際空港連絡道路	りんくうIC	セントレア東IC	2.1	路	(国)1号	熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7	(国)19号	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7	線	(国)41号	東区泉(高丘交差点)	犬山市大字善地野(岐阜県境)	27.8	(国)42号	豊橋市東細谷町(静岡県境)	渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)	46.5	線	小計	21 路線		718.1	優	(国)153号	昭和区花見通(山中交差点)	豊田市大野瀬町(長野県境)	79.3	(国)247号	熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)	宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)	43.8	先	(主)春日井稲沢線 62	春日井市大和通2(大和通2交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2	春日井市大和通2(大和通2交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2	路	合計	129 路線		2219.6
区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離(km)																																																																																																																																				
最	伊勢湾岸道路	名古屋南IC	湾岸弥富IC	18.5																																																																																																																																				
	名古屋高速南知多道路	全線		53.3																																																																																																																																				
優	(国)1号	熱田区伝馬町1(市場町交差点)	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7																																																																																																																																				
	(国)19号		春日井市内津町(岐阜県境)	31.7																																																																																																																																				
先	(国)41号	東区泉(高丘交差点)	犬山市大字善地野(岐阜県境)	27.8																																																																																																																																				
	(国)42号	豊橋市東細谷(静岡県境)	渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)	46.5																																																																																																																																				
線	小計	17 路線		697.6																																																																																																																																				
優	(国)153号	昭和区花見通(山中交差点)	東加茂郡稲武町(長野県境)	79.3																																																																																																																																				
	(国)247号	熱田区伝馬町1(市場町交差点)	宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)	43.8																																																																																																																																				
先	(主)春日井稲沢線 62	春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2																																																																																																																																				
		春日井市味美上ノ町(味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2																																																																																																																																				
路	合計	125 路線		2198.5																																																																																																																																				
区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離(km)																																																																																																																																				
最	伊勢湾岸自動車道	豊田東JCT	湾岸弥富IC	30.7																																																																																																																																				
	東海環状自動車道	豊田東JCT	せと赤津IC	23.2																																																																																																																																				
優	名古屋瀬戸道路	長久手IC	日進JCT	3.2																																																																																																																																				
	名古屋高速道路南知多道路	全線		62.2																																																																																																																																				
先	知多横断道路	半田中央IC・JCT	りんくうIC	8.5																																																																																																																																				
	中部国際空港連絡道路	りんくうIC	セントレア東IC	2.1																																																																																																																																				
路	(国)1号	熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)	春日井市内津町(岐阜県境)	31.7																																																																																																																																				
	(国)19号		春日井市内津町(岐阜県境)	31.7																																																																																																																																				
線	(国)41号	東区泉(高丘交差点)	犬山市大字善地野(岐阜県境)	27.8																																																																																																																																				
	(国)42号	豊橋市東細谷町(静岡県境)	渥美郡渥美町(伊良湖港入口交差点)	46.5																																																																																																																																				
線	小計	21 路線		718.1																																																																																																																																				
優	(国)153号	昭和区花見通(山中交差点)	豊田市大野瀬町(長野県境)	79.3																																																																																																																																				
	(国)247号	熱田区伝馬町1(熱田神宮南交差点)	宝飯郡小坂井町小坂井(宮下交差点)	43.8																																																																																																																																				
先	(主)春日井稲沢線 62	春日井市大和通2(大和通2交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2																																																																																																																																				
		春日井市大和通2(大和通2交差点)	稲沢市下津町(下津交差点)	9.2																																																																																																																																				
路	合計	129 路線		2219.6																																																																																																																																				

現 行		修 正 案																														
<p>2 エリア交通規制 三河エリアで発生した場合</p> <table border="1" data-bbox="172 282 778 622"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>検問場所</th> <th>抑制・制限方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 155 号</td> <td>瀬戸市大坪町 南山口交差点</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>国道 153 号</td> <td>東加茂郡稲武 町稲橋交差点</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>国道 362 号</td> <td>豊橋市嵩山小 学校前</td> <td>西進</td> </tr> <tr> <td>県道豊橋大 知波線</td> <td>豊橋市多米東 町多米東 2 交 差点</td> <td>西進</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	検問場所	抑制・制限方向	国道 155 号	瀬戸市大坪町 南山口交差点	南進	国道 153 号	東加茂郡稲武 町稲橋交差点	南進・西進	国道 362 号	豊橋市嵩山小 学校前	西進	県道豊橋大 知波線	豊橋市多米東 町多米東 2 交 差点	西進	245	<p>2 エリア交通規制 三河エリアで発生した場合</p> <table border="1" data-bbox="879 282 1482 622"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>検問場所</th> <th>抑制・制限方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 155 号</td> <td>瀬戸市大坪町 大坪町交差点</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>国道 153 号</td> <td>豊田市稲武町 稲橋交差点</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>国道 362 号</td> <td>豊橋市嵩山町 嵩山交差点</td> <td>西進</td> </tr> <tr> <td>県道豊橋大 知波線</td> <td>豊橋市多米東 町多米東町二 丁目交差点</td> <td>西進</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	検問場所	抑制・制限方向	国道 155 号	瀬戸市大坪町 大坪町交差点	南進	国道 153 号	豊田市稲武町 稲橋交差点	南進・西進	国道 362 号	豊橋市嵩山町 嵩山交差点	西進	県道豊橋大 知波線	豊橋市多米東 町多米東町二 丁目交差点	西進
路線名	検問場所	抑制・制限方向																														
国道 155 号	瀬戸市大坪町 南山口交差点	南進																														
国道 153 号	東加茂郡稲武 町稲橋交差点	南進・西進																														
国道 362 号	豊橋市嵩山小 学校前	西進																														
県道豊橋大 知波線	豊橋市多米東 町多米東 2 交 差点	西進																														
路線名	検問場所	抑制・制限方向																														
国道 155 号	瀬戸市大坪町 大坪町交差点	南進																														
国道 153 号	豊田市稲武町 稲橋交差点	南進・西進																														
国道 362 号	豊橋市嵩山町 嵩山交差点	西進																														
県道豊橋大 知波線	豊橋市多米東 町多米東町二 丁目交差点	西進																														
<p>第25章 港湾・漁港及び空港施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (4) 空港施設 空港は、被災時における医薬品、その他救 援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすも のと想定されるので、その機能回復措置を速 やかに講ずる。</p>	253	<p>第25章 港湾・漁港及び空港施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (4) (削除)</p> <p>3 空港における災害応急対策 (1) 中部国際空港株式会社は、東海・東南海地 震などの大規模地震等が発生した場合、必要 に応じて次の措置を行うこととする。 ア 震度5弱以上の地震が発生した場合又は「伊 勢・三河湾津波」並びに「伊勢・三河湾大津波」 の津波警報が発表された場合は、非常参集要員 は、勤務場所に参集する。 イ 震度5弱以上の地震が発生した場合及び「伊 勢・三河湾津波」又は「伊勢・三河湾大津波」 の津波警報が発表された場合は、災害対策本部 を設置する。 ウ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、 航空機運行情報及び公共交通機関の運行状況等 の情報を提供する。 エ 地震災害から人命及び施設の安全を図るた め、消火救難、応急救護等について必要な措置 を講ずる。 オ 強い揺れ(震度5弱以上)の地震が発生した場 合及び「伊勢・三河湾津波」並びに「伊勢・三 河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、迅 速に建物内の安全な場所に避難することを周知 し、避難誘導を実施する。 カ 空港は、被災時における医薬品、その他救援 物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと 想定されるので、その機能回復措置を速やかに 講ずる。 キ 災害に関する状況を迅速かつ的確に把握し、 関係行政機関等へ発災後の状況を報告する。 (2) 名古屋飛行場は、被災時における 医薬品、 その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を 果たすものと想定されるので、その機能回復 措置を速やかに講ずる。</p>																														

現 行	項	修 正 案
<p>第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発電設備 主要施設及び主要電力機器は、十分な対策を実施しているため大きな被害は生じないが、碍子類を使用した電気機器の被害は予想される。</p> <p>第32章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3節 対策 2 応急仮設住宅の建設 県は家屋に被害を受けた被害者の…。 (1) 建設の方針 ア 建設用地の確保 県は、応急仮設住宅の建設用地を災害時の状況により、次のうちから選定する。 また、<u>応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、各市町村ごとに国、県及び市町村の公有地や、企業等の民有地を選定しておく。</u> (略) (7) 被災者所有地の土地 (1) 被災者の親類、知人等から提供された土地 (ウ) 国、県、市町村等公共機関の所有地で住宅建設に適当な土地 (I) その他</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせて設置する。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理 ア 収容対象者 地震災害により被災し、<u>自らの資力では住家を確保できない者であって、次のいずれにも該当する者とする。</u> (ウ) <u>生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的弱者であること。</u></p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>当該市町村の協力を求めて県が行うものとする。ただし、状況に応じて当該市町村長に委任して選定することができる。</u></p> <p>ウ 管理 応急仮設住宅の管理は、<u>当該市町村長の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じて当該市町村長に委任できる。</u></p> <p>第33章 公共賃貸住宅への一時入居 第2節 基本方針 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、<u>短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空家を提供し、暫定的な住生活の安定に努める。</u></p>	<p>255</p> <p>266</p> <p>267</p> <p>269</p>	<p>第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発電設備 <u>地震動等により電力機器類の碍子碍管破損の被害が予想される。</u></p> <p>第32章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3節 対策 2 応急仮設住宅の建設 県は家屋に被害を受けた被災者の…。 (1) 建設の方針 ア 建設用地の確保 (7) 県は、<u>応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。</u> (略) また、<u>企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u> (1) <u>応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に原則としてリース又は買取により設置する。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理 ア 収容対象者 地震災害により被災し、<u>次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(ウ) <u>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</u> 例示 <u>生活保護法の被保護者並びに要保護者 特定の資産を持たない高齢者、障害者、 母子世帯、病弱者等 上記に準ずる者</u></p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u></p> <p>ウ 管理 応急仮設住宅の管理については、<u>県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u></p> <p>第33章 公共賃貸住宅等への一時入居 第2節 基本方針 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、<u>短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</u></p>

現 行	項	修 正 案
<p>第3節 対策 <u>県、市町村、地方住宅供給公社及び都市基盤整備公団は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとしてそれぞれが管理している公共賃貸住宅の空家を提供し、暫定的な住生活の安定を図る。</u></p> <p>2 応援協力関係 <u>被災者が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼をする。</u></p> <p>第35章 金融対策 第2節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 (2) (略) ア 金融機関の措置 (I) 営業停止等における対応に関する措置 <u>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p>	<p>269</p> <p>271</p> <p>283</p> <p>284</p>	<p>第3節 対策 <u>県、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとしてそれぞれが管理している公共賃貸住宅の空家を提供し、暫定的な住生活の安定を図る。</u></p> <p>2 応援協力関係 <u>被災者が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼をする<u>とともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</u></u></p> <p>第35章 金融対策 第2節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 (2) (略) ア 金融機関の措置 (I) 営業停止等における対応に関する措置 <u>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p>
<p>第5編 災害復旧</p> <p>第2章 激甚災害の指定 第4節 特別財政援助額の交付手続 激甚災害に係る財政援助措置 (3) 中小企業に関する特別の助成 工 <u>中小企業に対する資金の融資に関する特例</u></p>	<p>第5編 災害復旧</p> <p>第2章 激甚災害の指定 第4節 特別財政援助額の交付手続 激甚災害に係る財政援助措置 (3) 中小企業に関する特別の助成 工 <u>中小企業者に対する資金の融通に関する特例</u></p> <p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き 1 <u>震災復興都市計画の基本方針</u> <u>大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市町村との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)及び特例市(一宮市、春日井市)は関係法手続きをすべて原則として市で行うことから、「緊急復興都市計画整備地区」の指定についても市が行う。</u></p> <p>2 <u>緊急復興都市計画整備地区について</u> (1) <u>指定手順</u> <u>緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。</u> <u>なお、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)及び特例市(一宮市、春日井市)は、県と連絡・調整等を図った上で、指定の段階において、その旨県に報告することとし、次の手順は該当しない。</u> <u>県及び市町村が連携し、市街地の被災状況を把握する。</u></p>	<p>第5編 災害復旧</p> <p>第2章 激甚災害の指定 第4節 特別財政援助額の交付手続 激甚災害に係る財政援助措置 (3) 中小企業に関する特別の助成 工 <u>中小企業者に対する資金の融通に関する特例</u></p> <p>第3章 震災復興都市計画の決定手続き 1 <u>震災復興都市計画の基本方針</u> <u>大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市町村との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)及び特例市(一宮市、春日井市)は関係法手続きをすべて原則として市で行うことから、「緊急復興都市計画整備地区」の指定についても市が行う。</u></p> <p>2 <u>緊急復興都市計画整備地区について</u> (1) <u>指定手順</u> <u>緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。</u> <u>なお、中核市(豊橋市、岡崎市、豊田市)及び特例市(一宮市、春日井市)は、県と連絡・調整等を図った上で、指定の段階において、その旨県に報告することとし、次の手順は該当しない。</u> <u>県及び市町村が連携し、市街地の被災状況を把握する。</u></p>

現 行	項	修 正 案
	284	<p>被災状況を踏まえ、被災後10日を目途に緊急復興都市計画整備地区の案を、原則として市町村が作成し、県都市計画課（または建設事務所都市計画担当課）に提出する。</p> <p>県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から提案された案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、緊急復興都市計画整備地区として指定し、市町村に通知する。</p> <p>(2) 指定基準</p> <p>大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。</p> <p>公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。</p> <p>当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。</p> <p>3 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の指定について</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。）に定める。</p> <p>4 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p>5 復興都市計画事業の都市計画決定について</p> <p>市町村は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。</p>

